

# 指摘事項

(地域密着型) 特定施設入居者生活介護

令和6年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

## 「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

## 「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

## 「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月1日老企第36号)

# ☆個別機能訓練加算

■個別機能訓練加算について、開始時及び3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。（老企第40号第2の4（7）、予防サービス留意事項通知 別紙1第2の9（5））

個別機能訓練加算を算定する場合、開始時及び3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する必要があります。利用者に対する説明は、テレビ電話等を活用して行うことができます。その場合は当該利用者の同意が必要です。

# ☆個別機能訓練加算

■個別機能訓練加算について、**専ら**機能訓練指導員の職務に従事する**常勤**の機能訓練指導員を配置すること。（報酬告示 10特定施設入居者生活介護（注7））

個別機能訓練加算を算定にするには、**専ら**機能訓練指導員の職務に従事する**常勤**の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（はり師またはきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）を**1名以上配置**する必要があります。

# ☆サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算について、算定の根拠となる職員の有資格者の割合のわかる書類を整備しておくこと。（老企第40号第2の4（18）、予防サービス留意事項通知 別紙1第2の9（12））

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。

届出を行った月以降についても、毎月記録する必要があります。また、所定の割合を下回った場合は、加算の取り下げの届出が必要です。